



「人、そして人の未来を大切にします」

グリーン調達ガイドライン



中央電子株式会社
CHUO ELECTRONICS CO.,LTD.

はじめに

地球環境の保全が私たち人類共通の重要課題であることの認識が、企業においても重要視されています。

当社の役割としては、製品・技術を通して地球環境保全のために貢献することであり、「後世の人々にきれいな地球を残していくことは、個人及び組織の責務である」との観点に立ち、地球環境保全及び汚染の防止を目的に環境理念、環境方針を定め環境保全活動を展開しております。

このような背景から、調達活動においても環境への負荷の少ない部品・材料の調達が必要であり、そのような部品・材料を優先調達すると共に、有害物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」の推進に取り組むべく、「グリーン調達ガイドライン」を作成しました。

今後、当社では、このガイドラインに基づき、お取引先様と共に積極的なグリーン調達を推進していきたいと考えております。

地球環境保全に対する取組みの重要性をご理解いただき、ご協力の程、宜しく願いいたします。

目 次

1	中央電子の環境理念・環境方針	6
2	グリーン調達の考え方	7
2. 1	目的	7
2. 2	適用範囲	7
2. 3	グリーン調達の取り組み	7
3	お取引先様の選定基準	8
3. 1	お取引先様に求めるグリーン調達の要件	8
4	グリーン調達の運用にあたって	10
4. 1	お取引先様への調査とお願い	10
4. 2	その他	11
5	本ガイドラインについて	12
5. 1	取り扱いについて	12
5. 2	お問い合わせ先	12
6.	用語一覧	13

1. 中央電子の環境理念・環境方針

当社は、「後世の人々にきれいな地球を残していくことは、個人および組織の重要な責務である」との観点に立ち、地球環境保全および汚染の防止に次の通り環境理念、環境方針を定め環境管理活動を展開しております。

制定日 2011 年 4 月 1 日

環境理念

「人、そして人の未来を大切にします」

環境方針

1. 当社が展開する全ての事業活動において、環境に与える影響を常に認識し、次のことを実施する。
 - (1) 設計・製造し出荷する製品等に含有する化学物質の中から指定有害物質を定め、その調達・使用・製品への含有を抑制
 - (2) 二酸化炭素排出量削減に向けた積極的な省資源・省エネ活動・設計開発を推進
 - (3) 生物多様性の保全に配慮した活動
 - (4) リサイクル・再利用の推進による廃棄物の削減
 - (5) その他、地球の環境保全に配慮した活動
2. 継続的な EMS の改善と汚染の予防に努める。
3. 当社の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項および当社が同意するその他の要求事項を遵守し、それらに基づく管理基準を自主的に設定し、管理レベルの向上に努める。
4. この環境方針を遂行するため、毎年度環境目的および目標を設定し、これらを見直すことにより改善活動を計画的に推進する。
5. この環境方針を文書化し、実施し、維持し、かつ当社で働くまたは当社のために働くすべての人に周知する。
6. この環境方針は、外部からの要求に対し開示する。

2020年4月1日

中央電子株式会社

代表取締役社長

丸井智明

2. グリーン調達の方考え方

2. 1 目的

中央電子は「後世の人々にきれいな地球を残していくことは、個人および組織の責務である」という基本理念に基づき、環境への負荷の少ない部品・材料を優先的に調達し、環境に配慮した製品をお客様へ提供する「グリーン調達」を推進していきます。

本ガイドラインではグリーン調達に関する弊社の考え方、運用方針を規定します。

2. 2 適用範囲

1. 中央電子で設計・製造し販売する製品
2. 中央電子がお取引先様に設計・製造を委託し、中央電子の商標を付して販売する製品（他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合等も含む）
3. お取引先様から設計・製造の委託を受けた製品（但し、当該お取引先様から指定された部品・製品は除く）

2. 3 グリーン調達の取組み

1. 環境への負荷が少ない部品・材料の調達を拡大します。
2. 製品の設計及び製作時、3R（Reduce、Reuse、Recycle）、省エネルギー化、省資源化に積極的に取り組みます。
3. chemSHERPA（ケムシェルパ）を用いた化学物質含有調査を行い、結果をデータベースに登録して情報の一元管理を行います。
4. 以上を達成するために資材調達にあたっては、積極的に環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達を優先します。

3. お取引先様の選定基準

3. 1 お取引先様に求めるグリーン調達要件

中央電子ではグリーン調達を実施するために以下の要件を満たしたお取引先様から調達することとしています。

1. 環境マネジメントシステムの構築
2. 納入する製品（資材）に当社が指定する製品含有化学物質のうち禁止物質を含まないこと
3. 製品アセスメントにおける環境保全への配慮
4. 当社から依頼した調査方法に対応できること

3. 1. 1 環境マネジメントシステムの構築について

1. 環境マネジメントの構築

ISO 14001の外部認証を取得している。または取得計画がある。

2. ISO 14001の外部認証を未取得の場合

以下の取組みが積極的に実行されていること。

(1) 企業理念・方針

環境保全に関する企業理念がある。または、それに準ずるものがある。

(2) 計画・組織

① 環境保全に対する目的・目標がある。

② 目的・目標を達成するための組織・責任者が明確になっている。

(3) 教育

従業員への環境保全に関する教育が実施されている。

(4) 環境評価

① 環境に配慮した資材活用がされている。

② 環境に配慮した生産工程が推進されている。

③ 水質汚濁・大気汚染・騒音・廃棄物処理・エネルギー（電気・燃料など）を管理・評価し改善に努力している。

④ 法規制や条例等が遵守されている。

3. 1. 2 製品含有化学物質への対応

当社が指定する製品含有化学物質には、禁止物質と管理物質があります。
それぞれの対応は下記の通りです。

含有禁止物質

製品に含有させない物質。

含有管理物質

製品への含有量を管理していただく物質。

物資の種類と含有量をご提示いただきます。

法規制や環境動向に応じて回避または削減していく方針です。

弊社が指定する製品含有禁止・含有管理物質（群）

含有禁止物質

- ①化審法 第一種特定化学物質
- ②労働安全衛生法（製造等が禁止される有害物等）
- ③毒物及び劇物取締法 別表第3（特定毒物リスト）
- ④モントリオール議定書（オゾン層を破壊する物質）

含有管理物質

- ①アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が管理する
「chemSHERPA 物質リスト」による

3. 1. 3 製品アセスメントにおける環境保全への配慮

1. 環境負荷物質の使用低減

- （1） 禁止物質は使用されていないか。
- （2） 管理物質の使用は少ないか。

2. 再利用・再資源化

- （1） 再利用・再資源化が可能な材料・部品を使用しているか。
- （2） 解体・分離が容易な構造か。
- （3） 分別は容易か。

3. 処理容易性

- （1） 製品等の回収・運搬は容易か。
- （2） 製品等の破碎は容易か。
- （3） 処理時は安全か。

4. 省資源化

- (1) 製品の小型・軽量化はされているか。
- (2) 再生資源が利用されているか。
- (3) 消耗品等の消費量は削減されているか。

5. 省電力化

動作時、待機時の消費電力の低減はされているか。

4. グリーン調達の運用にあたって

4. 1 お取引先様への調査とお願い

1. 対象となるお取引先様

弊社のグリーン調達に対する考え方に合意したお取引先様を対象とします。

2. 調査について

(1) 調査内容

- ① お取引先様のグリーン調達への取組みについて
- ② 納入品に含有する化学物質について調査方法

(2) 調査方法

chemSHERPA でご回答ください。

- ① アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が運営するホームページ(<https://chemsherpa.net/>) にアクセスしていただき、
- ② 「chemSHERPA ツール」と「操作説明書」の最新版を取得し、説明書に従って記入願います。(成形品、化学品の2種類のツールがあるので、chemSHERPA-AI を取得します) 回答に際し、成分情報及び遵法判断情報の両者は必須とし、電子メールにて送付願います。

(3) 調査頻度

- ① 製品含有化学物質調査は製品の設計時または物質リスト更新時に行います。
- ② 加工品に関しては、使用している材料のロット毎に SDS シートのご提出をお願いします。
- ③ 調査の内容に変更が生じた場合は、その都度ご提出をお願いします。

3. 依頼項目

(1) 「グリーン調達に関する協力合意書」のご提出

弊社のグリーン調達に対する考え方に合意したお取引先様には「グリーン調達に関する協力合意書」(様式1)のご提出をお願いします。

(2) 工場監査等の実施

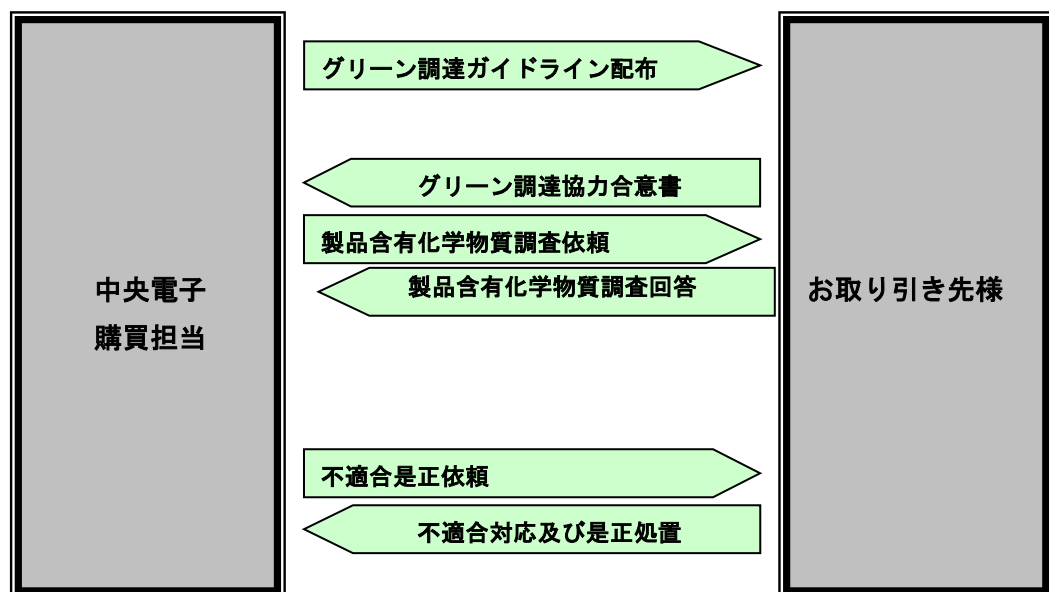
品質維持を目的として定期的にお取引先様の指導、監査、評価を実施させていただくことがあります。

(3) 不適合の処置

禁止物質検出等の不適合が発生した場合、必要な是正処置などをお願いします。

4. 2 その他

1. CEC グリーン調達調査フロー



2. 機密保持

ご回答いただいた内容、業務遂行を通して知り得た情報は慎重に取り扱い、社外に漏洩させないよう厳重に管理します。

5. 本ガイドラインについて

5. 1 取り扱いについて

1. 本ガイドラインは中央電子ホームページ (<http://www.cec.co.jp/>) で公開します。
2. 対象お取引先様に対しては、各発注担当窓口よりガイドラインを中央電子ホームページでご確認いただくようお願いさせていただきます。
3. 新規のお取引先様には、お取引開始までに発注担当窓口よりガイドラインを中央電子ホームページでご確認いただくようお願いさせていただきます。
4. 本ガイドラインが改訂された場合には対象お取引先様に対して、中央電子ホームページにて公開したことをお伝えするとともに、内容のご確認をお願いさせていただきます。

5. 2 お問い合わせ先

中央電子株式会社

〒192-8532 東京都八王子市元本郷町 1-9-9

資材一般に関するお問い合わせ

調達部

TEL 042-625-7611

FAX 042-627-5257

グリーン調達に関するお問い合わせ

品質保証部

TEL 042-625-1750

FAX 042-622-0172

資材一般、グリーン調達に関するメールでのお問い合わせ

https://www.cec.co.jp/contact/contact_green/contact.html

6. 用語一覧

意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用すること。

含 有

部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいう。

自然に含まれる化学物質（不純物）や、一般の工業的な精製段階において残ってしまうもの（不純物・残留溶剤・未反応モノマーなどの残留物）が含まれる場合も含有しているとする。

製 品

お取り引き先様が提供している商品（アッセンブリ、サブアッセンブリ、部品、材料など）

含有化学物質

製品や副資材に含まれる化学物質を含有化学物質と規定する。

ただし、管理物質の中には貴金属のようなリサイクルを促進するために使用量を把握する物質も含まれている。

SDS

「安全データシート（Safety Data Sheet）」の略。

事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を提供するためのもの。

ppm

百万分の一を表す単位。1 ppm は 0.0001%の濃度を示す。

chemSHERPA（ケムシェルパ）

Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain の略称。経済産業省が 2015 年 10 月からスタートさせた、新しい製品含有化学物質の情報伝達共通の体系のこと。無料でフォーマットが提供され、全ての製造業界で同じものを使用することで、情報のやりとりをしやすくすることが目的。

様式1

中央電子株式会社御中

グリーン調達に関する協力合意書

年 月 日

会社名 _____

責任者名 _____ 社印 _____

当社は、中央電子株式会社のグリーン調達に賛同し、

①納入品における環境負荷情報の提供及び不使用・非含有証明書の提出

②環境監査の受審及びそのための当社事業所への立ち入り

③不適合時の是正処置

に協力することに合意いたします。

当社担当窓口：

部署名 _____

氏名 _____

TEL _____

e-mail _____

版	改訂年月日	改 訂 内 容
新規制定	2003年8月1日	初版
第2版	2006年6月12日	新システム導入につき全面改訂
第3版	2006年7月7日	C E C 製品含有禁止・管理物質（群）リストおよび R o H S 指令適用除外項目を別資料に移行
第3.1版	2008年10月1日	様式3「禁止物質の不使用証明書・否含有証明書」のカドミウム含有量を75ppmから100ppmに変更
第3.2版	2011年4月1日	環境方針の改訂 「生物多様性の保全に配慮した活動」を追加。
第3.3版	2013年1月11日	社長交代に伴う改訂 所属統合に伴う所属名の変更 R o H S 指令適用除外リストの更新 様式 1 「グリーン調達の実施について調査表」を削除
第3.4版	2015年1月30日	調査方法に、「J A M P A I S」での調査を追加。 様式2「グリーン調達に関する協力合意書」に仕入れ先の含有化学物質管理体制確認と結果報告の項目を追加。
第4.0版	2020年4月1日	社長交代に伴う改訂 新情報伝達スキーム「c h e m S H E R P A」への対応 文書構成の全体的な見直し、文書番号の付与
第4.1版	2023年3月1日	製品含有禁止物質の明確化および物質リストの削除 回答内容(成分情報及び遵法判断情報)の明確化 調査頻度に「物質リスト更新時」を追加 制定部門、承認、起案を明確にするため表紙を追加

[登録番号：QA-EB50-00020]